

案件形成調査に求められる事項（案）

1．審査・採択段階

1) 公募提案書に求められる事項

- ・環境社会面の影響の可能性
- ・上記の可能性がある場合には、調査の方法（可能性なしとする場合には、その理由）
- ・上記の影響が小さくない、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、被影響住民を含めたステークホルダーの特定と情報収集の方法
- ・代替案検討の方法（必要なしとする場合には、その理由）

2) 提案書の審査および審査委員会

- ・上記内容の妥当性について、
担当部 環境社会配慮担当 環境社会配慮の専門家を含む外部審査委員会 の順に審査
- ・提案に伴う影響の有無、被影響地域の特定の可能性について判断し、影響が小さくない、あるいは被影響地域の特定が明確であると判断される場合には、必要な調査内容を特定

2．契約段階

1) 提出書類： 実施計画書

2) 確認内容： 提案書から読み取れる範囲で、環境社会面の程度および被影響地域の明確性の2点を判断し、環境社会面の影響が小さくない、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合と、そうでない場合に2分類する。

3) 調査団員： 影響が小さくない、あるいは被影響地域が明確である場合には、環境社会影響の専門家を含める。

3．調査実施段階

1) 調査項目

- ・上記項目の環境社会面に関する既存の基本的情報
- ・ステークホルダーからの情報収集が必要な場合にはその内容
- ・代替案の検討内容
(提案書の段階で記述したにもかかわらず、検討を行わなかった場合は、その理由)

2) 今後の事業化に向けた項目

- ・環境社会面で影響の可能性のある項目の絞込み
- ・上記項目について考えられる影響の程度

3) 中間報告時

- ・提案書の段階との内容のチェックを行い、相違が生じた点がある場合には指導

4．調査報告書の精査段階

1) 調査内容

- ・実施計画書に記載された内容が適切に調査されたかどうかを確認。

2) 審査委員会

- ・環境社会配慮の専門委員に助言を仰ぐ。

5. フォローアップ

- ・調査内容と事業化との関係を把握。環境社会配慮に関する調査レベルの適切性を検討するための材料とする。

6. 情報公開

- ・最終報告書： ウェブサイトにより和英で公開
- ・その他： 外部審査会の構成を公表

7. 審査担当者

- ・環境社会配慮担当の職員の特定